

健康診断実施機関ネットワーク利用による事業場健康管理の質向上

主任研究者 山口産業保健総合支援センター産業保健相談員 奥田 昌之
共同研究者 山口大学保健管理センター 准教授 山本 直樹
山口大学保健管理センター 保健師 梅本 智子

1 はじめに

労働安全衛生法の改正で、産業医・産業保健機能の強化が図られている（平成31年4月施行予定、第13次労働災害防止計画）。労働者の健康管理等は産業保健スタッフの活動に支えられているが（労安法13条等）、どの事業場でも行われる健康診断事業でさえ、就業に関する意見書の活用など産業医活動の基本的事項が遂行されていないことがある（平成29、30調査研究）。よって、健康診断の結果を用いた、本来の目的の一つである労働衛生管理・健康管理（職場改善）に活かさないことがある（平成29年調査研究）。

健康診断の結果を活かすためには、産業医を含めた産業保健スタッフが医学的知識を利用し衛生管理を行うことが欠かせないが、自主的な取り組みだけではすべての労働者には健康診断結果を利用した健康管理は行き届かない。

事業場の健康診断の実施率は、平成24年労働者健康状況調査によると事業所で91.9%、常用労働者で81.5%であり、10-29人の事業所でも89.4%、その労働者で77.0%であった。ほとんどの事業場で健康診断が実施されていると考えられる。

本調査研究では、1) 中小規模の事業所を対象に、健康診断の実施、就業意見の聴取、保健指導の状況を明らかにすること、2) 健康診断実施機関を対象に、事業所・事業場からの健康診断検査実施依頼への対応状況を明らかにすることと、事業所・健康診断実施機関の二つの視点から調査を行い、健康管理に活かせる健康診断の在り方を検討することとした。

2 調査1 事業所調査

目的1 事業所の健康診断制度の取組内容について実態を把握する必要がある。企業の健康診断の実態調査は、厚生労働省の労働安全衛生基本調査、健康状況調査、定期健康診断結果調査等に報告はあるが、健康保険団体の行う特定健康診査が事業場で行われている現状において、事業者の立場で労働安全衛生法と健康保険法とを一緒に

扱った情報が少ない。この調査では、中小規模事業所の事業者には、質問紙調査で健康診断検査の実施者を尋ね、加えて就業意見聴取、保健指導等の取組について尋ねた。

方法1 山口県に登録のある従業員数30人から99人いる事業所であった。従業員数が該当している事業所数は1024で、疑似乱数を用いて無作為に500事業所を抽出した。2019年10月に郵送で質問票を送付し、事業所の健康管理、衛生管理にかかわる方に記入を求め、2019年11月までに回答を郵送でお願いした。

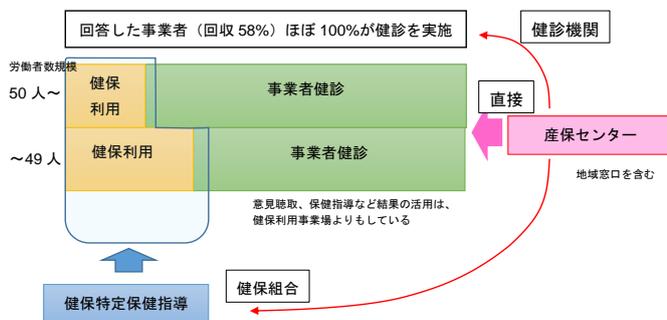
健康診断の実施主体として、無回答を除いて（1）自社、（2）自社および外部機関、（3）健康保険組合の特定健康診査等のみ、（4）健康保険組合等併用の4カテゴリに分けて比較した。労働者数について、（1）50人未満、（2）50人以上の2カテゴリに分けて比較した。

結果1 送付した500事業所のうち290事業所（58%）から回答があった。製造業、建設業、運輸交通業、保健衛生業がそれぞれ10%以上で、合わせて60%であった。その他が21%で、複数の業種のある5事業所で合わせて12業種あった。調査は、元リストの従業員数30人から99人を対象に行ったが、労働者数を尋ねた回答では労働者数30人未満が9%、100人以上が7%あった。

ほとんどすべての事業所が健康診断を実施していた（289事業所が実施、1事業所が空欄）。70%の事業所が敷地の外部で行われる健康診断を利用していた。27%の事業所が健康保険組合の特定健康診査等を利用していた。健診結果の保管はほとんどが紙であった。

健康診断ののちの医師への意見聴取を「していない」と「わからない」を合わせて40%であった。記入の場合ほとんど結果票の記入欄にしているようであった（全体の43%、記録あり・なしの143事業所に対して76%）。意見を述べる医師として、健康診断実施機関の医師が行っている事業場も多かった（全体の20%、記録あり・なしの143事業所に対して40%）。

健康診断結果を活かす仕組みのない事業所が13%あり、医師や保健師による保健指導があまりない、ほとんどない、ほとんど行っていないを合わせて53事業所あった。



健康保険組合の特定健康診査等を利用している事業者には、健康診断結果を利用する仕組みのない事業所が多かった (50%; 全体 $P=0.009$)。健康保険組合の特定健康診査等を利用している事業所のうち、労働者が50人未満であることが多かった (77%; $P=0.030$)

労働者数50人未満の事業所では、健康保険組合の特定健康診査等を利用している事業所が多かった (33% vs. 20%; 全体 $P=0.030$)。労働者数50人未満の事業所は、健康診断の意見聴取をしていない割合が高く (実施していないとわからないと合わせて70% vs. 42%; 全体 $P=0.04$)、意見聴取をしている事業所では、地域窓口の利用よりも健診機関の医師に意見聴取をしている割合が高かった (41% vs. 26%; 全体 $P<0.001$)。

3 調査2 健診機関調査

目的2 健康保険に加入している事業所としては、健康保険協会、健康保険組合から特定健康診査等の受診を紹介され、その被使用者 (従業員) に特定健康診査等の受診を勧める。健診機関は、健康診断と特定健康診査の違いについて、事業者および労働者にどのように説明して事業者の健康診断制度に対応しているのかは不明である。本調査では健診機関の受託段階での健康診断・健康診査の制度の理解と顧客への説明の状況について調べることとした。

方法2 まず2019年9月から2020年2月に訪問調査から得た情報で、質問票を作成した。健診機関7か所を訪問した。質問票は65か所に2020年3月初めに郵送し、健診機関の受付け、申込担当者、あるいは営業担当者に郵送回答を求めた。

結果2 調査票を送付した健診機関65か所のうち、33か所 (51%) から郵送回答があった。

事業者健診の健診項目を一括省略できないことを説明していない健診機関が多く (64%)、説明しても診察時に判断することはほとんどなかった (全体の15%)。事業場から特定健康診査で申し込みがあったとき、事業者健診としてデータを利用するか確認を多くで行っておらず (76%)、データを利用しない場合でもデータ利用を勧め

ていない機関の方が進める機関よりも多かった。事業者健診の就業に関する意見と業務歴の項目は、特定健康診査にはない項目である。二つの健診の個人結果票を異なる様式を使う機関 (64%) と同じ様式を使う機関 (15%) があった。合わせて就業の意見の記入欄のないのは10機関 (30%)、業務歴の欄のないのは15機関 (45%) だった。

健診機関が就業に関する意見の記入依頼を受けることは10機関 (30%) あった。訪問調査でも4機関にあったが、労働者の勤務状況を把握できず断っている機関もあった。郵送調査では、3機関しか事業場からの情報提供を行っていなかった。

特殊健康診断等でも、取り扱い物質を安全データシート等で確認したり、事業場を訪問したりすることなく、事業者の申し込み内容で実施していた (73%)。有機溶剤の尿中代謝物の測定のための採尿基準を知らなかった機関が多かった (57%)、郵送調査では守っている機関が多かった (39%)。

回答者に研修会に参加の意向を尋ねると (85%) の回答者が参加したいと答え、外出に制限がある回答者もいたが、多くが参加可能と回答した (42%)。

4 まとめ

センター業務では、事業場が実施する衛生管理に関する助言支援のほか、労働者50人未満の事業場には、健康診断後に就業意見を付したり、保健指導を行ったりするサービスを行っている。しかし事業場からの申し込みがないと始まらない。これまでセンターも周知活動を行っているが、行き届かない。周知にはセンターの他に、労働安全衛生指導を行う労働基準監督署、協会けんぽや健康保険組合等の医療保険の団体、地域職域連携を行う地方公共団体、そして健診機関である。今回、多くの事業場が利用する健診機関に注目した。これらの機関から重ねて働きかけることに効果がありそうで、複数機関からの働きかけの一つとして、健診機関からの周知活動を今後検討する必要がある。

健診機関にとっても、健康診断、基本健康診査、とくに特殊健康診断の実施について知識の乏しい職員や、知識を得たいと努力している職員がおられることが分かった。事業場の健診の申し込み時に事業者健診の制度・実施方法について情報提供を行えるように教育の機会を設けていく必要がある。さらに今回得られた結果を関連団体にも示し、センターはそれらの団体と連携し事業場の健康診断に基づく労働者の健康管理の向上に活かすことが考えられる。